

アジア・オセアニア編

【09】 フィリピン：拡大生産者責任法 2022 年—— プラスチック容器包装の EPR プログラムの詳細が決まる—— 製品系

全 6 ページ。詳細説明、リンクはサンプルのため省略している。

法律/政策の名称	(1) 共和国法第 11898 号 拡大生産者責任法 2022 年 省略 (4) 環境天然資源省行政命令 2001 年 34 号 生態固形廃棄物管理法 2000 年の実施規則
現地語名称	(1) Extended Producer Responsibility Act of 2022 省略
公布/施行日等	(1) 2022 年 7 月 23 日制定、官報または一般紙での公布から 15 日後に施行 省略
カバー期間	2022 年 12 月初めから 2023 年 5 月終わり

バックグラウンド情報

■フィリピンは世界で最も多くプラスチック廃棄物を海洋に流出している国の一つであり、マニラ湾沿岸地域から海洋に流出するプラスチックは、年間 28 万～75 万トンにのぼる...
省略... プラスチック廃棄物の海洋への流出を引き起こしている (出典: [WWF](#)、[SEA Circular](#))。...省略...拡大生産者責任 (EPR) 規制のような明確で包括的な国家的施策が求められてきた (出典: [WWF](#))。

...省略...プラスチック容器包装を対象とした EPR 制度を導入するための上院法案第 2425 号と下院法案第 10696 号を第 3 読会 (最終読会) において承認した。その後、両法案の不一致条項が調整された最終法案が準備され、上院は 2022 年 5 月 23 日、下院は 2022 年 5 月 26 日にそれぞれ承認した。

■法案は 2022 年 7 月 23 日に共和国法 (RA) 第 11898 号「拡大生産者責任法 2022 年 (Extended Producer Responsibility Act of 2022)」として成立した。...省略...

以下の詳細説明は省略。

- 対象プラスチック容器包装材
- 対象事業者
- 対象事業者の義務

対象事業者の主な義務事項は「EPR プログラムの策定」、「リカバリー義務の達成」、「監査の実施」である。

EPR プログラム	...省略...
-----------	----------

リカバリー義務		スケジュール	リカバリー目標値
		2023 年 12 月 31 日	20%
		...省略...	
		2028 年 12 月 31 日以降	80%
監査	<ul style="list-style-type: none"> 独立した第三者監査人に依頼して以下の事項について監査を実施し、監査報告書を DENR に提出する。 ...省略... 		

最近の主な動向

- 法律の下位法令である実施規則 (IRR : Implementing Rules and Regulations) が制定される。EPR プログラムと監査について、IRR で規定された主な内容を以下に示す。

詳細説明は省略する。

- EPR プログラム

- 構成要素

1.	容器包装材の種類および当該容器包装材を使用している製品ブランド名
	省略
7.	順守状況

詳細要件の例を以下に挙げる。

- ...省略... 本法第 44-D 条では本法第 44-A 条の(a)および(b)に規定される活動および戦略を EPR プログラムに組み込むことを奨励している。

本法第 44-A 条の(a)、(b)の内容は以下の通りであり、その詳細要件は本 IRR の 12.1 および 12.2 で規定される。

<p>(a) 環境に配慮していない製品の削減</p> <ol style="list-style-type: none"> 再利用可能な製品の採用、または再利用可能性、リサイクル可能性、回収可能性を向上させるための再設計 <p>省略...</p> <ol style="list-style-type: none"> 適切なラベル表示 <p>(b) 廃棄物リカバリープログラム</p> <ol style="list-style-type: none"> リカバリー計画 (回収、引きとり、オフセットなど) <p>省略...</p> <ol style="list-style-type: none"> 地方自治体、市民、インフォーマルセクターとの協力

- 提出方法

省略...

- 監査

省略...

■DENR は IRR の制定後、企業の EPR 法への順守を確保するための各種イベントを開催している。詳細説明は省略する。

- ・ RA9003 の制定 22 周年記念 (2 月 9 日/10 日)
- ・ DENR/EMB 向けの職員研修 (3 月 29 日~31 日)
- ・ Nestlé Philippines との円卓会議 (5 月 10 日)

今後の展開とスケジュール

■IRR の制定により EPR 法の要求事項の詳細が規定されたいま、対象事業者はそれぞれ IRR に従って、「EPR プログラム」、「リカバリー率」、「監査」に関する要件に対応していく必要がある。

EnviX 展望と見解

IRR が公布され、法令上は EPR 法の完全実施が可能となった。EPR プログラムの提出期限は EPR 法の施行から 6 か月以内 (2023 年 2 月 13 日) であったが、循環型経済の原則のもと、プラスチック包装廃棄物の管理とフィリピンの廃棄物フットプリントの削減に取り組む非株式非営利団体、フィリピンリサイクルと材料の持続可能性のための同盟 (PARMS : Philippine Alliance for Recycling and Materials Sustainability) の 2023 年 4 月 28 日に開催された[能力開発ワークショップ](#)によれば、2023 年 3 月 17 日時点での EPR プログラムの提出件数は 632 件であり、その提出率は 13% と非常に低くなっている。これまで地方自治体に委ねられていたプラスチック廃棄物の管理を生産者に移管し、彼らのリソースを活用して回収・リサイクルの仕組みを整備しフィリピンのプラスチック廃棄物の管理を向上させるには、現在の順守状況を見る限り、法令制定後の政府による企業への説明、働きかけが重要であることは言うまでもない。まだ制度開始から日が浅いこともあり、近く当局から FAQ や具体的なガイダンス文書が発表されることを期待したい。

【2023.5.31 nh】